## 広島県告示第八百八十八号

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安

令和七年十月十六日

広島県知事 英 彦

保安林予定森林の所在場所

安芸高田市八千代町土師字仮谷一二〇四三の一

水源の涵養指定の目的

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字仮谷一二〇四三の一(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林 水産局森林保全課

及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。